

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、保険給付の支給、認定審査及び保険料の賦課徴収及び収納管理を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報及び還付金にかかる情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定状況の把握のため、認定情報を確認する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務として、高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。
③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護高齢課
②所属長の役職名	介護高齢課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 保健福祉部 介護高齢課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 保健福祉部 介護高齢課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	介護高齢課長 新井 まゆ美	介護高齢課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56-2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 93、94の項 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年2月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	介護保険法に基づき、保険給付の支給、認定審査及び保険料の賦課徴収及び収納管理を行う。	介護保険法に基づき、保険給付の支給、認定審査及び保険料の賦課徴収及び収納管理を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報入手し、視覚情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報及び還付金にかかる情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定状況の把握のため、認定情報を確認する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務として、高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。	事前	公金受取口座情報の情報照会開始により変更
令和5年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、中間サーバー	介護保険システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請開始に伴う変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		